

会 議 録

会議名	第2回みよし市都市計画審議会（平成22年度2回目）
日 時	平成22年7月27日（火） 午前10:00～午前11:30
場 所	西館2階 政策審議会室
出席者 （敬称略）	三宅 章介、曾田 忠宏、山本 未来、久野 泰弘、榊原 光隆（代理：齋藤 和樹）、 青木 隆典（代理：篠塚 勇）、鈴木 昭弘、新谷 千晶、小川 久代 欠席委員（1名）：鳥居 鎌一 （事務局） 岡田経済建設部長、水野経済建設部副参事、深田経済建設部次長、 都市計画課：細野課長、宇野主幹、杉山係長、橋本主査、芳村主事
次第	1 市長あいさつ 会長あいさつ 2 審議事項 （1）「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について （2）「豊田都市計画道路の変更」について （3）「豊田都市計画公園の変更」について （4）「豊田都市計画緑地の変更」について （5）「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更」について （6）「豊田都市計画土地地区画整理事業の変更」について （7）「豊田都市計画準防火地域の変更」について （8）「豊田都市計画特別工業地区の変更」について （9）「豊田都市計画道路の変更」について （10）「豊田都市計画公園の変更」について （11）「豊田都市計画緑地の変更」について （12）「豊田都市計画下水道の変更」について （13）「豊田都市計画供給処理施設の変更」について （14）「豊田都市計画土地地区画整理促進区域の変更」について （15）「豊田都市計画地区計画の変更」について 3 その他 （1）都市計画審議会視察研修について

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (次長)	今回の都市計画審議会は、市長より都市計画審議会に対して諮問及び附議する案件がございますので市長より諮問及び附議させていただきます。
市長 →会長	— 諮問及び付議 — 1 諮問事項（愛知県決定） （１）豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について （２）豊田都市計画道路の変更について （３）豊田都市計画公園の変更について （４）豊田都市計画緑地の変更について （５）名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更について （６）豊田都市計画土地区画整理事業の変更について 2 付議事項（みよし市決定） （１）豊田都市計画準防火地域の変更について （２）豊田都市計画特別工業地区の変更について （３）豊田都市計画道路の変更について （４）豊田都市計画公園の変更について （５）豊田都市計画緑地の変更について （６）豊田都市計画下水道の変更について （７）豊田都市計画供給処理施設の変更について （８）豊田都市計画土地区画整理促進区域の変更について （９）豊田都市計画地区計画の変更について
事務局 (次長)	市長につきましては、他に公務がございますので、ここで一度退席させていただきます。それでは議事の審議に移りたいと思いますが、審議会条例第５条第４項の規定により、会長が審議会の進行をすることになっておりますので、三宅会長よろしく願いいたします。
会長	それでは、はじめに先ほど市長より諮問されました議案について、委員の皆さまで十分審議をしていきたいと思えます。 審議事項「議案第１号 豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について他５件」事務局より説明願います。
審議事項	（１）「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について （２）「豊田都市計画道路の変更」について （３）「豊田都市計画公園の変更」について （４）「豊田都市計画緑地の変更」について （５）「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更」について （６）「豊田都市計画土地区画整理事業の変更」について

会長	それでは、審議事項「議案第 1 号 豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご意見はありますか。
山本 委員	第 1 号議案について、今回新たに都市計画マスタープランが策定されましたが、具体的にみよし市にどのような変化がありますか。
事務局 (主幹)	具体的にはありませんが、みよし市が保田ヶ池公園の都市計画公園の区域拡大の予定があるので、愛知県に要望して、県決定案件である区域マスに入れてもらった経緯があります。
山本 委員	他に特にはありませんか。
事務局 (主幹)	ありません。
会長	それでは、審議事項「議案第 2 号 豊田都市計画道路の変更」についてご意見はありますか。
会長	意見照会して審議会で出した意見を県ではどう取り扱われますか。
事務局 (主幹)	かつて県に意見を添えて提出したことはないですが、いろいろな市町から意見が出てきまして、妥当なものであると県が判断した場合は、今の区域マスタープランの変更も有り得えます。市で出した意見を愛知県都市計画審議会で議論することになります。それから、先程の山本委員の補足でございますが、区域マスタープランの考え方は、例えば、以前のものは新しく郊外に市街化を拡大したり、開発をするイメージでありました。今回の区域マスタープランでは、そのような状況ではなく、中を重視していこうという所がかなり色濃くなっております。
事務局 (課長)	言い遅れましたが、平成 22 年 6 月 11 日から 25 日まで市で縦覧をして、縦覧者が 2 名で意見書の提出はありませんでした。
会長	それでは、審議事項「議案第 3 号 豊田都市計画公園の変更」、「議案第 4 号 豊田都市計画緑地の変更」、「議案第 5 号 名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更」、「議案第 6 号 豊田都市計画土地区画整理事業の変更」についてご意見はありますか。
久野 委員	総合的に聞きたいのですが、法律改正が行われることによって、国県の補助事業である都市計画道路、都市計画公園には、何か影響がありますか。
事務局 (主幹)	法改正による区域マスタープランの変更ではなく、人口減少・超高齢社会の到来、市町村合併等による都市計画区域再編であります。
事務局 (次長)	補助事業について、都市計画に位置づけられたかどうかということは当然あると思います。道整備交付金やまちづくり交付金のように従来の補助金事業が交付金事業に変わってきています。新しく地域活性化を目的とした交付金制度の創設がありますが、都市計画決定が交付金に直接影響を与えるとは考えておりません。
久野	都市計画区域の再編で 20 から 6 に減少された理由に、県の事務所が減少したため区域が縮小された要素もあるのですか。
事務局 (主幹)	都市計画区域の再編は市町村合併、少子高齢化、社会構造の変化等が理由であって、事務所が減少したからではありません。

会長	住所表記で、漢数字や算用数字の表記はどうするのですか。住民票の住所表記は漢数字になっているのですが。
事務局 (主事)	以前は漢数字と算用数字の表記が混在していましたが、今回、市決定は漢数字に改めました。県決定は順次漢数字に変えていきたいと考えています。
会長	番地は算用数字の表示でいいですか。
事務局 (次長)	はい、いいです。丁目が漢数字になっています。
会長	それでは、本日市長より諮問されました議案につきまして、審議を決したいと存じます。 議案第 1 号「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 2 号「豊田都市計画道路の変更」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 3 号「豊田都市計画公園の変更」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 4 号「豊田都市計画緑地の変更」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 5 号「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 6 号「豊田都市計画土地区画整理事業の変更」について意見なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	それでは、全員賛成ですので、続いて市長より付議されました議案について、委員の皆さまで十分審議をしていきたいと思います。それでは、審議事項「議案第 7 号 豊田都市計画準防火地域の変更他 8 件」について事務局より説明をお願いします。

審議事項	(7)「豊田都市計画準防火地域の変更」について (8)「豊田都市計画特別工業地区の変更」について (9)「豊田都市計画道路の変更」について (10)「豊田都市計画公園の変更」について (11)「豊田都市計画緑地の変更」について (12)「豊田都市計画下水道の変更」について (13)「豊田都市計画供給処理施設の変更」について (14)「豊田都市計画土地区画整理促進区域の変更」について (15)「豊田都市計画地区計画の変更」について
会長	第9号議案で、道路の起点・終点は、交差点の真ん中ですか。
事務局 (主幹)	道路の起点終点は、必ずしも交差点の真ん中ではないです。
会長	議案第7号から第15号について、他に意見はありませんか。 それでは、本日市長より付議されました議案につきまして、審議を決したいと存じます。 議案第7号「豊田都市計画準防火地域の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第8号「豊田都市計画特別工業地区の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第9号「豊田都市計画道路の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第10号「豊田都市計画公園の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第11号「豊田都市計画緑地の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第12号「豊田都市計画下水道の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第13号「豊田都市計画供給処理施設の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】

会長	議案第 14 号「豊田都市計画土地区画整理促進区域の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	議案第 15 号「豊田都市計画地区計画の変更」について異議、問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
会長	ありがとうございました。議案第 1 号から第 15 号まで全て意見なし、異議なしなど賛成いただきました。
都市計画審議会視察研修について	
事務局 (次長)	それでは、三宅会長から久野市長へ答申をお願いいたします。
会長 →市長	— 答 申 — 1 諮問事項（愛知県決定） （１）豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について （２）豊田都市計画道路の変更について （３）豊田都市計画公園の変更について （４）豊田都市計画緑地の変更について （５）名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道の変更について （６）豊田都市計画土地区画整理事業の変更について 2 付議事項（みよし市決定） （１）豊田都市計画準防火地域の変更について （２）豊田都市計画特別工業地区の変更について （３）豊田都市計画道路の変更について （４）豊田都市計画公園の変更について （５）豊田都市計画緑地の変更について （６）豊田都市計画下水道の変更について （７）豊田都市計画供給処理施設の変更について （８）豊田都市計画土地区画整理促進区域の変更について （９）豊田都市計画地区計画の変更について
事務局 (次長)	次回の審議会は、視察研修として１０月２２日（金）又は１１月５日（金）を予定していますのでよろしくお願いいたします。